

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第40条の規定に基づき和合町自治会（以下、「この会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 この会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(守秘義務)

第3条 この会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(規程の周知)

第4条 この会は、この規程を会員名簿への掲載、自治会ホームページ等により、会員に周知する。

(個人情報の取得)

第5条 この会は、会長または役員が「自治会加入申込書」(町籍簿)を、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

2 取得する個人情報は必要最小限とし、本人が同意した情報とする。

(個人情報の開示・訂正・削除)

第6条 会員は、提供した本人の個人情報について、開示・訂正・削除を請求することができる。

2 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を開示・訂正・削除または破棄しなければならない。

(個人情報の利用)

第7条 この会が保有する個人情報は、本会規約第5条の活動目的を達成するための事業(活動)を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。

- (1) 会員名簿をはじめとする各種名簿の作成および会員への配付
- (2) 会議および事業の実施、お知らせ等の送付・回覧
- (3) 会費の集金および管理
- (4) 安否確認や物資支援など、災害時における会員支援に必要な情報管理
- (5) その他、総会または役員会において認められた項目

2 この会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に定める利用目的の達

成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第8条 この会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
- (4) 国、静岡県、浜松市、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 役員に関するもので、国、静岡県、浜松市、浜松市自治会連合会またはこれらに準じる公共目的の団体等が、町会に関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (6) この会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
- (7) その他、この会の事業（活動）を行うために必要で、総会または役員会で認めた場合

2 この会が個人情報を第三者に提供した場合は、記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が浜松市の場合はこの限りではない。

(個人情報の管理)

第9条 この会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 この会から配付を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

(個人情報の安全管理措置等)

第10条 この会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 この会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

(その他)

第11条 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正するときは、役員会の承認を得なければならない。

付則

この規程は、令和4年7月3日から施行する。